

地方独立行政法人大阪府立病院機構随意契約ガイドライン

地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）に規定する随意契約のガイドラインを次のとおり定める。

1 趣旨・目的

本ガイドラインは、建設工事、物品・委託役務関係業務及び測量・建設コンサルタント等業務に係る随意契約の事務を適正かつ円滑に進めるため、契約事務取扱規程第 19 条関係に規定する随意契約に係る事項の解釈を示すとともに、事務手続上必要な事項を定めるものである。

個々の契約方式については、各病院及び本部（以下「病院等」という。）が、会計規程及び契約事務取扱規程に基づき一般競争入札を原則として選択すべきものである。

随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理しなければならない。

なお、随意契約においても一定額以上の契約は「政府調達に関する協定」（特定調達契約、いわゆるWTO案件）の対象となるかの判断が必要である。対象となる契約では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。）等が適用され、相手方を決定した日から 72 日以内に落札者等の公示を公報により行うなどの手続きが必要であるとともに、随意契約ができる要件についても特定調達契約以外の契約に比べ限定されているので注意が必要である。（詳しくは、大阪府立病院機構物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（令和 3 年 4 月 1 日規程第 431 号）や特定調達契約ガイドを参照すること。）

2 対 象

本ガイドラインの対象は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）
- (2) 物品・委託役務関係業務（物品の購入契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事を除く。）及び賃貸借契約をいう。）
- (3) 測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務をいう。）

*注釈

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事

業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札によらせることは適当ではないので、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約を通じて適用される不変の大原則である。

3 随意契約ができる場合（契約事務取扱規程第 19 条第 1 項各号の解釈）

●第 1 号

売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格（賃貸の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が契約事務取扱規程第 19 条第 1 項第 1 号に定める額の範囲内であるとき。

一般競争入札を回避するため、予定価格（購入希望限度額）について、恣意的に少額随意契約の限度額以下で設定すること、又は契約を分割することは認められない。

なお、予定価格（購入希望限度額）の設定にあつては、過去の実績、業者からの聞き取り、インターネットなどから十分に検討し、調査日、調査対象、調査内容等、設定過程を記録するなど、その根拠を明確にすること。

※契約事務取扱規程第 19 条第 1 項第 1 号に定める額

契約の種類	適用	予定価格
ア) 工事又は製造の請負	建設工事のほか、建築物等の修繕を含む。	250 万円 以下
イ) 財産の買入れ	動産、不動産の購入	
ウ) 物件の借入れ	タクシーの使用並びに有料道路及び橋りょうの通行回数券の購入を含む。	
エ) 財産の売払い	動産、不動産の売払い	
オ) 物件の貸付け	動産、不動産の貸付け	
カ) アからオに掲げるもの 以外のもの	業務委託、役務の提供、物品の修繕及び電子複写サービス等の契約	

随意契約できる規定に複数該当するときの適用規定は、前号優先の原則により先の号を適用条文とする。（予定価格が 250 万円以下のものについて随意契約を行う場合にあつては、他の号は適用せず本号を適用する。）

●第 2 号

不動産の買入れ又は借入れ、病院等が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適

しないものをするとき。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。

ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。

ウ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。

エ 府立病院機構の行為を秘密にする必要があるとき。

オ 外国で契約を締結するとき。

カ 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき。

キ 学術又は技芸の保護奨励のため、試験、研究等を行う者に対し必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。

ク 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付けるとき。

ケ 運送又は保管をさせるとき。

コ 公債、債権又は株券の買入れ又は売払いをするとき。

以上の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。したがって、上記アからコに該当する場合でも、その唯一性について十分に検討すること。

コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約相手方を選定する方法は、本号による随意契約が許されると解する。

法令等により履行できる者が特定されているものについては、契約の際に法令等の改正がないか確認すること。

なお、次の一般的事例は、可能性のある事案を記載したものであり、該当するものは直ちに適用すべきものとする趣旨ではないこと。よって個々の事案に即して、技術の特殊性などをふまえ客観的に判断すること。

一般的事例

【共通】

(ア) 特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる必要がある工事・業務

(イ) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、履行可能な者が特定される工事・業務

(ウ) 法令等の規定により履行できる者が特定される工事・業務

【建設工事】

- (ア) 当該業者が唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有し、その他の業者では知りえない技術（設計・製作基準や設計・製作図等（一般的には社外秘）に基づかなければ、その契約内容を履行することが困難であるような設備、機器等の増設、改良（改修）、補修（修繕）等の工事
- (イ) 既設部分と密接不可分の関係（既設部分と当該工事で施工する部分が一体となって機能を発揮する関係）にあり、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備・機器等の増設、改良（改修）、補修（修繕）等の工事
- (ウ) 文化財等の調査、発掘、補修等で、特殊な技術、手法を用いる必要がある工事
- (エ) コンペ、プロポーザル・デザインビルド方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している工事

【物品・委託役務関係業務】

【測量・建設コンサルタント等業務】

- (ア) 測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務
なお、「特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要がある業務」とは、当該業務が特許権を有するなど、唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有し、その他の業者では知りえない技術（設計・製作基準や設計・製作図等（一般的には社外秘））に基づかなければ、その契約内容を履行することが困難であるような業務である。
- (イ) 既に契約した業務と密接不可分の関係（あらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するとき等、既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れのある業務
- (ウ) コンペ方式やプロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している業務
- (エ) リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続

*注釈

本号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」という規定は競争原理の導入が可能な場合にもなお競争入札に適しないものがあることを前提としている。

しかしながら、契約相手方を恣意的に指定するなど公正性を欠く場合や契約相手方に関する遂行能力の調査を全く怠った場合など、契約相手方の選定において容認できないような事情がある場合には、その契約の締結が違法とされた事例があることから、公正性の確保、相手方の履行能力の調査は不可欠である。

【プロポーザル方式について】

プロポーザル方式の採用にあたっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であることから、審査委員会を設置した公募型によることとする。

プロポーザル方式は、あくまで「最優秀」の提案事業者を選定するのにすぎず、選定事業者に「唯一者」であることまでも認めるものではないことに留意すること。

※チェックポイント

- ☐ 実施にあたっては、公募型プロポーザル方式としているか。
- ☐ 審査委員会を設置しているか。（必要に応じ外部の有識者を選任）
- ☐ 審査基準は明確で客観的な内容になっているか。
- ☐ 選定結果を公表するようにしているか。

第3号及び第4号

障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、障害者支援施設等及びシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、又は第4号により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合に適用されるが、この場合、契約事務取扱規程第20条の規定に基づき、発注の見通しなどを公表する必要がある。

なお、第3号及び第4号を適用して物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約を締結するに際しては、その公表手続等について事前に機構本部と調整を行なうものとする。

第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。この場合は、次の2つの要件を備えた場合が該当する。

- ア 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付する暇がないようなときであること。
- イ 競争入札に付しては、契約の目的を達成できないこと。

以上の運用解釈として、「客観的理由の急迫を要する場合」とは、天災地変その他の予見不可能な急迫の事態があつて、患者・府民の生命、健康、財産に著しい危険が生じる恐れがある場合（客観的事由であること。）をいい、応急の工事・業務に限っている。

このうち、見積書を徴取する暇がなく直ちに発注しなければ、著しい危険が生じかねない工事・業務を「特に急迫を要する緊急の工事」・「特に急迫を要する緊急の業務」と称し、概算金額による契約手続きを執ることとしている。

なお、客観的理由の急迫を要する緊急随意契約の対象となる一般的な工事・業務の事例及び契約相手方の選定に係る要件は、次のとおりである。

一般的事例

【建設工事】

- (ア) 道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
 - ① 道路陥没等により交通に支障をきたしている場合の応急工事
 - ② 地すべり等の災害に伴う応急工事
- (イ) 電気・機械設備の応急工事
 - ① 水道・下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急工事
 - ② 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急工事
- (ウ) 供用施設の損壊（被害を受けたものを含む。）又は不具合に係る応急工事
 - ① 水道、下水道施設等の管渠の破損等により、道路陥没や浸水被害が発生、若しくは発生するおそれのある場合に行う管渠の応急工事
 - ② 施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれのある場合に行う応急工事
 - ③ その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事

【物品・委託役務関係業務】

【測量・建設コンサルタント等業務】

- (ア) 災害及び設備機器等の故障に伴う業務
- ① 水道・下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急業務
 - ② 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼動できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急業務
 - ③ エレベーター等設備機器、遊具等設備の緊急点検等、予見不可能な業務が発生した場合で、即時の対応が求められる業務
- (イ) 併用施設等の損壊（被害を受けたものを含む）又は不具合に係る応急工事に関連する業務
- ① 施設等の損壊又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらす恐れのある場合に行う点検設備等の応急業務
 - ② 施設等の破損又は不具合により処理できなくなった下水汚泥、浚渫土等の廃棄物の緊急処分に係る応急業務（廃棄物処理、運搬等）
 - ③ その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務
- (ウ) 道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止のための応急工事に関連する業務
- (エ) O Aシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の患者・府民サービスを提供している場合（年間を通じてS Eを常駐させる契約を行っていない場合）で、緊急に復旧をしなければ、患者や府民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合における応急業務
- (オ) 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の患者等避難に関する業務
- (カ) 天災地変その他災害等により緊急に調達の必要があったとき
- (キ) 感染症（新型コロナウイルス・高病原性鳥インフルエンザ・S A R S（重症急性呼吸器症候群）等）発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等の物品を購入する場合

【契約相手方選定に係る要件】

緊急の随意契約を行う業者には、必要がある場合、以下の要件の具備を求める。

- (ア) 入札参加資格登録について、次の要件を満たすこと。
- 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿、大阪府建設工事測量・建設コンサルタント等指名競争入札参加資格者名簿又は大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (イ) 地域要件等について、以下のいずれかの要件を満たすこと。
- ① 応急工事又は応急業務を行う施設と同一又は隣接箇所において、現に他の業務等を契約中である者

- ② 応急工事又は応急業務を行う施設の所在地が含まれる地域（大阪府土木事務所管内等）に、営業所等を有する者
- ③ 応急工事又は応急業務を行う施設における応急工事又は業務を過去に実施した者
- ④ 応急工事又は応急業務を行う設備機器等の製造者又はそのサービス部門（代理店等を含む。）
- ⑤ 防災協定を締結している者
- ⑥ その他、早急に実施が可能な者

***注釈**

設備機器に関する事故発生時や災害時等、競争に付する時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきではない。

特に急迫を要する工事又は業務が発生した場合に備え、公平性の確保を図りつつ契約金額の確定前に概算金額で発注する随意契約の手続きを執ることとしている。

第 6 号

競争入札に付することが不利と認められるとき。この場合には、おおむね次の場合が該当する。

- ア 競争入札によって得られる価格上の利益が入札に要する経費と比較して得失相償わないと認められるとき。
- イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- ウ 買入を必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買入れなければ価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- エ 早急に契約をしなければ契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

以上の運用の解釈として、契約の目的に照らした結果、施工・実施できる者が一定数限定される場合には、競争入札による手続きの煩雑、経費の増加及び契約相手方の決定に要する日時を考慮すると随意契約を適用する方が有利に契約締結できる場合、又は競争入札に付することが不利になる場合がある。このような場合は第 6 号を適用することとしている。

競争入札に付するとどのように不利となるかについては、入札に付した場合の予定価格や、その際に最低制限価格等を設定する案件ではそれらの価格とも比較するなど価格の妥当性を含め十分に検討すること。

一般的事例

【建設工事】

- (ア) 現に契約履行中の施工業者に引き続き施工させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる次のような工事
- ・ 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ・ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (イ) 他の発注（他の発注者を含む）に係る施工中の工事と交錯する箇所の工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる工事
- (ウ) 施工中の請負者自体の事情により施工できなくなったことによる残工事で、早急に着手しなければ患者・府民生活に影響が出て、府立病院機構も損害を被る可能性があるとして認められる工事

【物品・委託役務関係業務】

【測量・建設コンサルタント等業務】

- (ア) 現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる次のような業務
- ・ 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務
 - ・ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
 - ・ 入札において、落札者が決定しなかった場合において、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務
 - ・ 施設管理業務等、継続を要する業務（予算議決後の入札手続きによっては、業務遂行に支障が生じる場合において、年度当初に次の入札を実施するまでの間の現契約業者との契約）
- (イ) 他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務
- (ウ) 業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ患者・府民生活に影響が出て、府立病院機構も損害を被る可能性があるとして認められる業務（履行期間が長期間残存している場合は、速やかに新たに入札に付し、新たな受注者が決定するまでの期間とする。）
- (エ) 業務の履行に際し、多数の契約相手方が必要と認められる場合に、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とすることが、事業の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務
- (オ) 複数単価契約（※）のため、競争入札に付しては契約の目的を達成することができない業務
- （※）複数単価契約：

契約時点では数量が確定せず、単価のみを定める契約であって、分割して契約することができない複数の業務の単価を定めるもの（全ての契約単価が予定価格以下で、かつ、他者の見積単価以下となるよう、価格交渉を行うことを必須とする。）

- (カ) 競争入札に付したが入札不調となり、又は落札者が契約を締結せず、第8号又は第9号の規定に基づく随意契約もできなかった場合で、業務の開始時期が迫っていることから、競争入札に付しては契約の目的を達成することができない業務

***注釈**

第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項第2号と接近していると見受けられるが、同項第2号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。府立病院機構の欲する物品を多量に保有し、又は府立病院機構の意図する工事につき使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有するため他の者に比べて著しく低価で契約を締結することができる場合が該当する。

以上の運用の解釈として、「時価に比して著しく有利な価格」とは、予定価格から勘案して、明らかに有利であるといえる価格をいう。

しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、競争入札に付した場合より安価になるかどうか不確定であることから、契約事務取扱規程第19条第1項第7号を適用する場合は市場調査を行う等、慎重に決定しなければならない。特に建設工事においては、品質確保の観点からその適用については、極めて慎重な判断が必要となる。

一般的事例

【建設工事】

- (ア) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、これを利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる工事
- (イ) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる工事

第8号

競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた予定価格、品質等契約の要素となっている事項を変更することができないものである。

以上の運用の解釈として、

建設工事にあつては、「競争入札に付し入札者がいないとき」には、再度公告入札を原則とし、急迫した事態の場合に限り同号の適用をしている。まず、一般競争入札においては資格要件の緩和又は設計・積算の見直しを、指名競争入札においては指名替え等を検討した上で、同号の適用を判断することになる。

物品・委託役務関係業務及び測量・建設コンサルタント等業務にあつては、「競争入札に付し入札者がいないとき」には、まず、一般競争入札においては資格要件の緩和又は設計・積算の見直しを、指名競争入札においては指名替え等を検討した上で、同号の適用を判断することになる。

一方、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないことから随意契約を可能とするものである。

本号による随意契約の相手方は、入札に参加した者に限らない。

***注釈**

第 8 号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）、直ちにその場で行う入札をいう。

「再度公告入札」は、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

第 9 号

落札者が契約を締結しないとき。

「契約を締結しないとき」とは、契約の完全な成立（契約書の作成までをいう。）に必要な手続きをしないことをいう。この場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものである。

以上の運用の解釈として、第 8 号との相違は、同号が落札決定前であり予定価格の制限内となることに対して、第 9 号は落札決定後であり落札者と合意された価格があるため落札金額の制限内でなければならないということである。

「契約の完全な成立（契約書の作成までをいう。）」とは、契約書に甲乙の記名押印が完了し、契約を確定させることをいう（会計規程第 46 条第 2 項）。

なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金相当額を違約金として徴収することとしている（会計規程第 45 条第 1 項）。

一般的事例

【共通】

- (ア) 競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約の締結に応じない場合
- (イ) 競争入札において落札したにもかかわらず、落札決定後に入札参加停止措置となる等、落札者の責により契約締結ができない状態に陥った場合

第 10 号

効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。

第 1 号から第 9 号のどの要件にも合致しないが、病院等の効率的、効果的な業務運営に資するもので理事長が特に認めた場合をいう。

*注釈

本号は、契約手法の工夫による新たな業者選定方法であって、効率的、効果的な業務運営に資するもので第 1 号から第 9 号のどの要件にも合致しないが、理事長が特に認めた場合を想定している。理事長が認めるにあたっては、理事会等に諮るなど第三者の意見を徴した上で決定するものとする。

4 随意契約における積算の妥当性等の検討

随意契約においては、値引き交渉は行われるものの、競争入札のような価格の競争性が働かないため市場価格を参考とするなど、積算の妥当性・合理性や価格の適正性について十分に検討すること。

なお、予定価格（購入希望限度額）の設定にあつては、過去の実績、業者からの聞き取りなどから十分に検討し、調査日、調査対象、調査内容等、設定過程を記録するなど、その根拠を明確にすること。

また、同種の業務を入札で行っている場合で、その落札率と随意契約における設計金額に対する契約金額などの割合が大きく異なる場合には、見積合わせの方法や積算方法を見直しするなどの改善を行うこと。

5 見積りの依頼

(1) 見積書の徴収について

随意契約のために見積りを依頼しようとするときは、特別な事情がない限り別に定める「地方独立行政法人大阪府立病院機構随意契約見積心得」を見積参加者に遵守させなければならない。

なお、見積参加者を一堂に集めて見積書を提出させるときは、入札方式に準じた形で執り行うものとする。

(2) 比較見積の徴収等について

随意契約を行うにあたっては、原則として2人以上の者から見積書の徴収が原則であることから、伺書に見積依頼業者名及び選定方法について記載するものとする。

比較見積を省略する場合には特段の緊急性や特定性等の有無について十分検討し、伺書に省略理由の明記、もしくは比較見積書省略理由書を附すること。

また、複数業者を選定して見積りを依頼したところ、結果として1者のみが提出した見積書により契約を締結する場合は、その経緯を伺書に記載するものとする（ただし、選定業者から見積書を徴収する努力は怠らないこと）。

※チェックポイント

- ☐ 予定価格が10万円以上の場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴取し比較しているか。
- ☐ 特定の者でなければ履行できないもので、一者しか見積書を徴収できない場合も、契約相手方のいいなりではなく、見積額の妥当性の検討や、価格交渉を行うなど有利な価格で契約できるように努めているか。
- ☐ 仕様書等を契約相手方に示した上で、見積書を徴収しているか。
- ☐ 相手方が仕様書等に疑義がある場合は、十分説明した上で見積らせているか。
- ☐ 提出された見積書と仕様書に食い違いがある場合は、疑問点を質し、必要があれば再見積らせているか。
- ☐ 予定価格が10万円未満の場合は、見積書徴収に代えて、電話、ウェブページ等により価格の見積りを取るときは、その状況を記録しておくこと。

*注釈

「地方独立行政法人大阪府立病院機構障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、障がい者就労施設等と随意契約を締結しようとするときは、障がい者の自立及び社会参加を支援するための障がい者就労施設等からの物品等の調達という障害者優先調達推進法の目的の観点から、契約事務取扱規程第21条第2項第1号（特定のものでなければ履行できない契約）に該当し、比較見積を省略することができる（同一の仕様で、複数の障がい者就労施設等から調達できることが明白な場合を除く。）。

6 契約の相手方の制限

- (1) 理事長又は各病院の長は、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する契約を発注する場合で特にやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (2) 理事長又は各病院の長は、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者を随意契約の相手方としてはならない。
- (3) 理事長又は各病院の長は、随意契約の相手方が下請契約等を行う場合においても、(1)、(2)の本旨をふまえ、入札参加停止措置中又は入札参加除外者、誓約書違反者若しくは暴力団密接関係者を契約の相手方としてはならない。

7 大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に基づく誓約書の徴収

大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に基づき、理事長又は各病院の長は、契約しようとする相手方から、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めなければならない。誓約書を提出しない者と契約を締結してはならない。また、契約締結後、契約の相手方が業務の一部を下請や再委託等をする場合は、契約しようとする相手方に対しての当該下請人等から誓約書を徴収し、提出するよう求めなければならない。

8 公表

随意契約を締結したときは、次の各号により公表するものとする。このため、理事長又は各病院の長は、随意契約を採用した理由及び契約相手を選定した理由を明確に整理、記録しなければならない。

【建設工事】

(1) 公表の対象

予定価格が250万円を超える建設工事

【物品・委託役務関係業務】

【測量・建設コンサルタント等業務】

(2) 公表の対象

予定価格が250万円を超える委託役務契約（測量・建設コンサルタント等業務委託及び物品の賃借を含む。）及び予定価格が250万円を超える物品の購入契約

【共通】

(3) 公表の内容

- ① 案件の名称
- ② 契約期間

- ③ 契約相手方の商号又は氏名
- ④ 契約金額
- ⑤ 随意契約の適用条項
- ⑥ 発注機関に関する情報
- ⑦ 随意契約理由

(4) 公表期間

理事長又は各病院の長は、随意契約を締結したときは、別に定める「地方独立行政法人大阪府立病院機構随意契約情報の公表に係る事務手続きについて」に基づき公表を行うものとする。

公表は、少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までの期間とする。

(5) 公表の方法

公表は、各病院等のホームページによるものとする。

附則

本ガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。

附則

本ガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

附則

本ガイドラインは、令和3年5月10日から施行する。

附則

本ガイドラインは、令和3年8月2日から施行する。

附則

本ガイドラインは、令和3年12月7日から施行する。

(別添)

随意契約情報の公表に係る事務手続き等

制定 平成 21 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 12 月 7 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構随意契約ガイドライン 8 に規定する随意契約情報の公表にかかる事務手続き等について必要な事項を定める。

1 公表対象

- ①建設工事：予定価格 250 万円超
- ②委託契約（測量・建設コンサルタント等業務を含む）：予定価格 250 万円超
- ③賃借契約：予定価格 250 万円超
- ④物品購入：予定価格 250 万円超

2 公表項目

- ①案件の名称
- ②契約期間
- ③契約相手方の商号又は氏名
- ④契約金額
- ⑤随意契約の適用条項（契約事務取扱規程の条項）
- ⑥発注機関に関する情報（所属、グループ名）
- ⑦随意契約理由
(例：業務（システム改修業務）が特定の者（当該システム開発業者）でなければ実施することができないものであるため。等)

3 公表時期

四半期ごとに公表

4～6 月契約分⇒8 月 1 日に公表、以降 3 ヶ月ごとに公表

公表は、少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して 1 年が経過する日までの期間とする。

特定調達契約については、落札者が決定してから 7 2 日以内に公表する必要があることから、契約者が決定した際は、公表時期に関わらず速やかに公表すること。

4 公表手段

随意契約状況一覧表（様式 A,B,C）を作成し、本部・各センターごとにホームページにて公表

地方独立行政法人大阪府立病院機構随意契約見積心得

(目的)

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第21条第1項に基づき見積書を徴する場合における見積書の徴取その他の取扱いについて、見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令の遵守)

第2条 見積者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）第3条に規定する総務大臣の定める額以上のもの（以下（特定調達）という。）に係る随意契約については、見積者は前項に定めるもののほか、同政令及び大阪府立病院機構物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（令和3年4月1日規程第431号）を遵守しなければならない。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積価格を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の見積者と見積価格又は見積意思について相談を行うこと。
- (3) 第11条の規定による契約の相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示すること。

(仕様書等の熟知)

第4条 見積者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「府立病院機構」という。）の見積依頼書その他見積依頼及び仕様書等（仕様書、設計書、図面、契約書案、請書案その他の交付書類をいう。）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りをしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、府立病院機構に対し説明を求めることができる。

(見積り等)

第5条 見積者は、様式1（府立病院機構が別の様式を指定した場合にあっては当該様式）により見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

2 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。

3 見積書は、府立病院機構が特に郵送を認めた場合に限り、郵送での提出を認める。

4 見積書が、見積依頼書その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。

5 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

6 前各項の規定は、府立病院機構が別に指示する場合は、適用しない。

（見積りの辞退）

第6条 見積りを依頼された者（以下「見積参加者」という。）は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

2 見積参加者は、見積りを辞退するときは、見積り辞退届（様式2）を府立病院機構へ提出するものとする。

3 指定した期日を過ぎても見積書を提出しない場合は、当該見積者が見積りを辞退したものとみなす。

4 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び見積り参加について不利益な扱いを受けない。

（見積りの取り止め等）

第7条 見積参加者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、府立病院機構が必要と認めるときは、複数の見積参加者による見積書の比較検討（以下「見積合せ」という。）の執行を延期し、又は取り止めることがある。

2 前項の場合において、府立病院機構が調査を行うときは、見積参加者は当該調査に協力しなければならない。

3 見積書の提出に当たって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

（見積書の取扱い）

第8条 提出された見積書は、見積合せ後も返却しない。見積参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、見積書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

（再度見積り）

第 9 条 見積り合せ及びその者でないと履行できないという特定の相手に見積りを依頼する場合（以下「特命見積り」という。）において、予定価格の制限の範囲内に見積りがないときは、必要に応じ再度の見積りを依頼する。

2 特命見積りにあつては、予定価格の制限の範囲内に見積りがあつても、再度見積りを依頼することがある。

3 前 2 項の場合において、再度見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあつても、これを理由として以後の入札及び見積り合せについて不利益な扱いを受けない。

（見積りの無効）

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積参加者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 談合その他不正行為により行つたと認められる見積り
- (7) 同一の見積り合せについて、2 以上の見積りをした者の見積り
- (8) 府立病院機構から示した条件以外の条件を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

（契約の相手方の決定）

第 11 条 見積りを行つた者のうち、契約の目的に応じて、府立病院機構が予定価格の制限の範囲内で最も適正と認めた者を、契約の相手方とする。

（同価格の見積りをした者が 2 者以上ある場合の契約の相手方の決定）

第 12 条 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が 2 者以上あるときは、府立病院機構が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。ただし、府立病院機構が別に指示する場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係ない職員にくじを引かせる。

（契約相手方決定の通知）

第 13 条 第 11 条の規定により契約の相手方となつた者は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

2 府立病院機構は、当該見積合せに参加した見積者のうち契約の相手方とならなかつた者に対して、契約相手方名称及び契約予定金額を電話等で通知する。

(契約保証金等)

第 14 条 第 11 条の規定により契約の相手方となった者は、契約金額の 100 分の 10 以上（建設工事以外は、100 分の 5 以上）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 府立病院機構が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
 - (2) 府立病院機構が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約事務取扱規程第 26 条の規定を適用し、契約保証金を免除する。
- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、建設工事にあつては契約金額の 100 分の 10 以上、建設工事以外にあつては契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。
 - (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。この場合の保証金額は、建設工事にあつては契約金額の 100 分の 10 以上、建設工事以外にあつては契約金額の 100 分の 5 以上とする。
 - (3) 国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認められるとき。ただし、建設工事については、この限りではない。

(契約書等の提出)

第 15 条 第 11 条の規定により契約の相手方とされた者は、府立病院機構から交付された契約書及び大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除手続要領に基づく誓約書に記名押印し、契約の相手方と決定した日から 10 日以内に、これを府立病院機構に提出しなければならない。ただし、府立病院機構の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書及び誓約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。
- 3 建設工事以外の契約で契約事務取扱規程第 24 条の規定により契約書の作成を要しない場合は、第 11 条の規定により契約の相手方とされた者は、契約決定後速やかに請書を府立病院機構に提出しなければならない。ただし、府立病院機構が、その必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(苦情処理)

第 16 条 特定調達に係る見積徴取については、見積者は、随意契約の手続について、大阪府立病院機構苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

(異議の申し立て)

第 17 条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 18 条 その他見積合せ及び特命見積りに際しては、すべて府立病院機構の指示に従うこと。

附則

この心得は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この心得は、令和 3 年 5 月 10 日から施行する。

附則

この心得は、令和 3 年 12 月 7 日から施行する。

(様式1)

見 積 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

(理事長)

大阪〇〇〇センター院 (総) 長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の金額で請負いたしたく地方独立行政法人大阪府立病院機構随意契約見積心得及び
契約書の各条項並びに仕様書等を熟知のうえ、見積りいたします。

記

案件名称 _____

金 額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注) 見積書に記載された金額は、契約希望金額の100/110に相当する
金額である。

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア字体とすること。

金額の頭に¥記号をつけること。

(様式2)

辞 退 届

令和 年 月 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

(理事長)

大阪〇〇〇センター院 (総) 長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

下記について、都合により見積りを辞退します。

記

案件名称
